

企画競争実施の公示

令和8年2月18日
国立研究開発法人土木研究所
理事長 藤田 光一

国立研究開発法人土木研究所における自動販売機の営業を希望する者の募集を次のように公示する。

1. 業務概要

(1) 業務名

国立研究開発法人土木研究所における自動販売機の設置・経營業務

(2) 募集対象者

上記1について自動販売機の設置・営業を希望する者 1者

(3) 募集対象施設の概要

①施設名 国立研究開発法人土木研究所

②所在地 茨城県つくば市南原1-6

③施設等利用者数 約400人

④自動販売機の設置台数 (飲料) 5台 (軽食等) 2台

(4) 契約期間

自 令和8年5月 3日

至 令和9年3月31日

ただし、必要に応じ、令和13年3月31日までの範囲で年度ごとに契約更新ができるものとする。

(5) 営業の条件等

業務説明書のとおり。

2. 企画競争参加資格要件

(1) 国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第5条に規定される、次の事項に該当する者でないこと。ただし、未成年、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものについては、この限りではない。

① 当該契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない者

② 以下各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者
(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)

(ア) 契約の履行に当り故意に据付若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当り、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (2) 令和07・08・09年度の物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち、「物品の販売」又は「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限日において、国土交通省国土技術政策総合研究所長から指名停止を受けていないこと。なお、提出期限日から契約の締結までの間に新たに国土交通省国土技術政策総合研究所長から指名停止を受けた場合は、その者から提出された提案書を特定しない又は提案書の特定を取り消すことがある。
- (5) 企画提案書提出者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等である場合は除く。
 - (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (6) 次のいずれかに該当する者でないこと。
- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ② 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

者

- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて、本企画競争に参加しようとする者
- (7) 関東地域の全都県において自動販売機による飲料の営業を3年以上継続して行っており、企画提案書提出日現在も継続中であること。
- (8) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力を有し、適正な業務履行が確保される者であること。
- (9) 3 . (1) の担当部局より、業務説明書の交付を受けた者であること。

3. 手続き等

(1) 担当部局・業務説明書交付場所

〒305-0802 茨城県つくば市南原1番地6
国立研究開発法人土木研究所 総務部職員課 厚生担当
電話：029-879-6743（ダイヤルイン）

(2) 提案にかかる書類の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和8年2月18日（水）～令和8年3月11日（水）
上記期間の土、日、休日を除く毎日、10時00分から17時00分まで。
ただし、3月11日（水）は12時00分まで。

- ② 場所 上記（1）に同じ。

(3) 企画提案書の提出期限及び提出先

提出期限：令和8年3月11日（水） 17時 必着

提出先：上記（1）に同じ。

提出方法：提出先の電子メールアドレスまで電子メールにて電子媒体を送付するものとする。ただし、電子メールによる提出が困難である場合には、事前連絡のうえ、紙面2部を持参又は郵送（書留郵便等配達記録の残るものに限る。提出期限必着。）により提出することも可とする。

4. 契約及び貸付期間

営業業者に決定されたときには、国立研究開発法人土木研究所理事長と実験施設等貸付契約を締結し、貸付料（提案された金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）を支払うものとする。

契約期間は、令和8年5月3日から令和9年3月31日までとする。ただし、双方に特段の事情がなければ、契約期間は年度毎に更新することとし、令和13年3月31日まで更新による許可が受けられるものとする。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 受付日時以外の企画提案書等の受付は、行わない。
- (3) 応募申込にかかる費用は全て応募者の負担とする。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合、当該企画提案書は無効とする。
- (5) 最高得点となった企画提案書であっても、その得点が評価基準総配点の3割に満たない場合は、本企画競争での企画提案書として特定しない。
- (6) 提出された企画提案書については、返却しない。
- (7) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合に、特定した企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがある部分を除き、開示の対象となる場合がある。また、提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (8) 特定された者は、企画競争の結果、唯一最適な者として特定しただけであり、契約手続きの完了までは、土研から実験施設等の貸与を受けたものではない。